鹿屋体育大学合宿研修所規則

昭和63年5月25日 則 第12号 改正 平成 5年 3 月25日 則 第 9 号 平成15年 3 月31日 則 第 1 4 号 平成16年 4 月 1 日 則 第 3 6 号 平成19年 3 月22日 第 18 号 則 平成24年6月4日 則 第 10 号 平成30年 3 月29日 規 則 第21号

(設置)

第1条 鹿屋体育大学(以下「本学」という。) に鹿屋体育大学合宿研修所(以下「合宿研修所」 という。) を置く。

(目的)

第2条 合宿研修所は、本学の学生の課外活動、本学の主催する講習会・研修会・社会体育指導者等の研修、その他スポーツ交流等のために使用することを目的とする。

(管理運営)

第3条 合宿研修所の管理運営は、学長が行う。

(合宿研修所運営委員会)

- 第4条 合宿研修所の使用計画及び効率的な運用等の重要事項を審議するため、合宿研修所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 各系から選出された教授、准教授及び講師のうち2名
 - (3) 事務局長
- 3 前項第2号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の 委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、副学長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数により、これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(委員の任命)

第5条 前条第2項第2号の委員は、学長が任命する。

(使用の範囲)

第6条 合宿研修所を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより許可を受けなければ ならない。

(開所期間)

第7条 合宿研修所の開所期間は、1月4日から12月28日までの間とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、合宿研修所の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第9条 合宿研修所に関する事務は、施設課において処理する。

附則

- 1 この規則は、昭和63年5月25日から施行する。
- 2 第4条第2項第2号に定める委員は、当分の間学生委員会規則第2条第1号に定める委員をもって充てる。

附 則(平成5.3.25規則第9号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平15.3.31規則第14号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第2号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該 号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16.4.1規則第36号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条に定める合宿研修所運営委員会は、当分の間財務・施設環境委員会をもって代えるものとする。

附 則(平19.3.22規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平24.6.4規則第10号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平30.3.29規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。